

京都市消費生活基本計画(第2次計画)の 平成28年度重点課題に対する取組状況

重点課題1 様々な手法を用いた体系的な消費者教育の推進

推進施策名	<ul style="list-style-type: none"> ○ 推進施策17 児童, 生徒等への消費者教育の推進 ○ 推進施策18 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供 ○ 推進施策19 様々な媒体を用いた情報の発信
取組期間	平成26年度～平成28年度(平成29年度も継続)
趣旨	<p>関係機関と連携した各種消費者教育・啓発イベントの積極的な開催及び教育現場の意見も取り入れた小中学生に対する消費者教育冊子の作成・配布等, 環境, 食育等の各テーマや, 年齢層に応じた消費者教材の充実により本市消費者教育の推進を図る。</p>
目標	<p>「ともに考え・学び・行動する消費生活プラン」(京都市消費者教育推進計画)に掲げる施策の着実な推進</p>

(重点課題1) 具体的な取組内容

1 消費者教育教材「消費者市民の育成を目指して」 (中学生向け) の作成・貸出し等

教育委員会事務局の協力のもと
総合教育センター指導主事と連携し
て作成！

「Tシャツを選ぼう！

～消費行動における意思決定プロセスを学ぶ～

①「購入目的に合ったTシャツを買う」という場面を想定→②いろいろな情報をもとに→③4種類のTシャツから1つのTシャツを選ぶ体験をすることで→④自分の消費の仕方について考える。



「自転車事故から考えよう！

～消費行動による社会参画を学ぶ～

①自転車で事故にあうというストーリーの「すごろく」をプレイしながら→②消費者の基本的な権利と責任について学習→③自分の消費行動を社会と環境との関わりから見直し→④自分でできることを考える。



教材の特徴

- 自分が実際に消費行動をする場面を具体的にイメージでき、実感できる消費者教育教材
- ICT(プレゼンテーション)を活用し、授業展開の効率化
- 学習班を4～5人の少人数に設定し、情報カード等のセットを各班に用意
- 意見交換を重視し、多様な考えに気付かせる学習場面を設定
- 考え方の移りかわりを読み取れるような生徒用ワークシートを作成
- 教員用のアジェンダを添付

京都市総合教育センターに貸出用教材として備え、中学校等の先生方に御利用いただくとともに、当センターからも消費者教育教材として貸出しを行います。

その他，実生活に即した場面で実践的・体験的に学べる新たな消費者教育教材の貸出しを開始しました。



教材名	内容
「このTシャツはどこからくるの？」	コットンの栽培からコットン製品の製造・消費を通じて，経済の仕組み，消費者企業の役割について学べる4つのワークで構成されています。時間に合わせて，ワークを組み替えることができます。
「チョコっと世界をのぞいてみよう！」	カカオの生産からチョコレートの製造・消費を通じて，アフリカや経済の仕組み，消費者や企業の責任について学べる8つのワークで構成されています。時間に合わせて，ワークを組み替えることができます。
「おいしいチョコレートの真実」	チョコレートを通じてカカオ産業の児童労働の現状と私たちの生活とのつながりを知り，問題の背景にあるグローバルイゼーションや世界貿易の問題について考え，児童労働をなくすための行動を起こしてもらうことを目的にした教材です。
「パーム油のはなし～地球にやさしいってなんだろう？」	ポテトチップス，チョコレート，カップラーメン，アイスクリームなどの原料になっているパーム油を通して，生産国で起こっている問題とその構造を理解し，日本に住む私たちに何ができるかを考えることを目的とした教材です。
「消費者アクションゲーム」	最近のインターネット関連の消費者トラブルや高齢者を狙った詐欺の事例を扱い，その解決や対策に向けた取組・行動を楽しみながら学べるゲーム教材です。
「悪質商法対策ゲームⅡ」	様々な悪質商法の事例とその基本的な対処や契約の基本について，すごろくカードを使ったゲームを通じて楽しく学べます。
「マークでカルテット！」	身近な製品などに表示されているマークを取り上げ，同じ種類に分類されたカードをそろえることを競いながら，マークの意味を知るカード型ゲーム教材です。

(重点課題1) 具体的な取組内容

2 大学生と共同制作した動画の発信

「マルチな罫～身近に潜む甘い商法～」

「大学のまち京都・学生のまち京都」ならではの取組として、「映像による情報発信」に関わりのある大学のゼミを公募し、本市及び大学・学生が共同して市政に関する動画を制作しています。当センターも同志社女子大学の学生の皆さんに、「**マルチな罫～身近に潜む甘い商法～**」という動画を作成していただきました。大学の学生の皆さんが創意工夫を重ねられ、若者の間で問題となっているマルチ商法（連鎖販売取引）のトラブルについて、非常に分かりやすい内容となっております。

京都市公式チャンネル「きょうと動画情報館」

<http://www.youtube.com/user/CityOfKyoto>

若者の消費者トラブルで最も問題なのがマルチ商法（連鎖販売取引）。消費者を販売員にして会員を増やしながら商品を販売していく商法。「絶対にもうかる！」などおいしい話には注意しましょう！

マルチな罫
～身近に潜む甘い商法～

京都市 消費生活総合センター

×

同志社女子大学 学芸学部 情報メディア学科



(重点課題1) 具体的な取組内容

3 子ども消費生活講座

「ライフサイクルゲームでお金について楽しく学ぼう！」

【内容】

- すごろく形式のゲームで、各年代において消費者被害にあうリスクなどを、疑似的に体験しながら、お金の役割や大切さについて学習。
 - お金の歴史などについて、消費者クイズを交えながら親子で考えていただく。
- ・平成28年8月3日 公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)・第一生命保険株式会社と共催で実施
 - ・場 所：消費生活総合センター
 - ・参加者：25名(小学生15名 保護者10名)



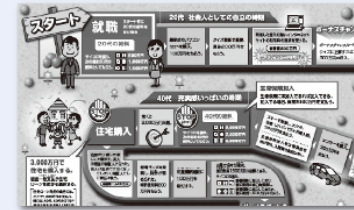
京都市 CITY OF KYOTO

【子ども消費生活講座】

親子向け講座

ライフサイクルゲームでお金について楽しく学ぼう!

ゲームを楽しみながら、「お金を使う」、「お金を貯める」、「お金を借りる」、「仕事を通してお金を得る」というそれぞれの場面で様々なリスクやトラブルに直面した時に対応できる「消費者力」を育みましょう!



「ライフサイクルゲームII～生涯設計のススメ～」は、第一生命保険株式会社が開発し、公益社団法人消費者教育支援センターが実施した第8回消費者教育教材資料展で「最優秀賞」を受賞したものです。

開催日

平成28年8月3日(水)

開催時間

午後2時から午後3時30分まで(約90分)
(受付・開演 午後1時45分から)

定員

先着25組(約50名程度)
小学生とその保護者の方の組合せで申し込みください。
※1グループ5名まで参加可
(小学生以下の幼児の同伴も可)

開催場所

京都市消費生活総合センター
京都市中京区烏丸御池東南角
アーネストビル西館4階
地下鉄丸太町駅下車 3-1, 3-2出口すぐ

受講料

無料
※開演後、ゲームは持帰りいただけます。



「ライフサイクルゲームII～生涯設計のススメ～」を用いた生涯設計の親子です。写真はすべて第一生命保険株式会社の提供したものです。

申込方法は、裏面を参照ください。

「ライフサイクルゲームII～生涯設計のススメ～」

※ すごろく形式のゲームを楽しみながら人生設計の理解や、消費者として知っておきたい知識などを学ぶことができる消費者教育教材です。

(重点課題1) 具体的な取組内容

消費者団体との協同事業

無料 消費者問題学習会 京都市

未来に伝える食育

～家庭でできることから始めよう～

日 平成29年3月4日(土)
午後1時30分～午後3時30分(2時間)

会 京都市消費生活総合センター 研修室

講師 坂本 廣子氏

定員 70人(先着順)

TEL 075-661-3755 FAX 075-661-5855

「未来に伝える食育 ～家庭でできることから始めよう～」

【講師】食育・料理研究家 坂本 廣子(さかもと ひろこ)氏

農林水産技術会議委員, キッズキッチン協会会長, 近畿米粉食品普及推進協議会会長, 相愛大学客員教授

【内容】食べられるのに廃棄される食品(食品ロス)問題など, 私たちの「食」のとらえ方, あり方の重要性を改めて考えるとともに, このような状況に適切に対応するため, 消費者一人一人が消費生活に関する正しい知識や技能を身に着け, 適切な消費行動を取ることの必要性について考えていただくため, NPO法人京都消費生活有資格者の会と共催で開催

- ・実施日 平成29年3月4日
- ・場所 京都市消費生活総合センター
- ・参加者 53名



場所 京都市消費生活総合センター
参加者 延べ190名

「消費者カパワーアップセミナーの開催」

消費者問題に対する市民の関心と理解を深めるため, 消費生活に関わる最新の情報や制度等のくらしの役立つ情報を専門家から提供するセミナーを京都生活協同組合, NPO法人コンシューマーズ京都と共催で開催

【第1期共通テーマ】電力自由化

- 第1回 電気料金は どうやって決められているの? (6月21日 参加者35名)
- 第2回 ガマンじゃない エネルギーを賢く『選ぶ』エコライフ (6月22日 参加者21名)

【第2期共通テーマ】お金

- 第1回 大人のためのお金と生活の知恵から (Part1) (10月26日 参加者42名)
- 第2回 大人のためのお金と生活の知恵から (Part2) (10月28日 参加者42名)

【第3期共通テーマ】くらしの安心・安全

- 第1回 防災気象情報のくらしの中での活用 (1月31日 参加者16名)
- 第2回 「食品表示」を学ぼう! (2月7日 参加者34名)

(重点課題1) 具体的な取組内容

素材から学ぶくらしの学校 ～くらしをよくするお買い物を学ぶ2日間～

消費者教育を推進するため、「これからの1000年を紡ぐ企業認定」(※) 認定企業6社と連携・協働し、ライフステージ別に直接「見て」、「聴いて」、「体験」することにより、消費生活について学んでもらうことを目的としたイベントを開催

※ 「これからの1000年を紡ぐ企業認定」・・・京都市と公益財団法人京都高度技術研究所が、社会的課題をビジネスで解決したり、社会的課題を生まない新しい商品やサービス、あるいはシステムを生み出そうとする、ソーシャルイノベーションに取り組む企業を認定し、企業の目指す未来に向けた成長と発展をサポートする制度

実施内容 (1月21日)

- ① ワークショップ「マップを考えよう」
- ② 社会見学「お店を巡ってみよう」(ガイドツアー)

中学生以上を対象に、社会的課題をビジネスで解決する事業者を訪問し、事業者から課題解決に向けた取組等を学ぶ。また、事業者の共通する特徴や、商品を選択する際の判断基準等についてワークショップを行い、より良い社会づくりに向けた商品やサービスの選択を考える。

ワークショップの内容

ワークショップでは、各グループに分かれ、ソーシャルプロダクトMAP(※)に掲載されている商品、サービスの定義や特徴を共有し、各グループで共感の高かった定義を踏まえ、おすすめ商品、サービスの提案を行った。



※ 「ソーシャルプロダクト」とは、消費することが「より良い社会づくり」に結びつける製品やサービスのことであり、それを扱う企業をマップにしたもの。

場所、参加者等

場 所: パタゴニア京都3F(下京区四条通麩屋町西入立売東町23

参加者: ワークショップ「マップを考えよう」15名(定員15名)

社会見学「お店を巡ってみよう」15名(定員15名)

各回、社会人、大学生、小さなお子様を連れだご夫婦も参加

※ 京都市産業観光局商工部中小企業振興課と実施

社会見学「お店を巡ってみよう」の内容

「京都市ソーシャルプロダクトマップ」のお店を巡るガイドツアー。フェアトレードの洋服や環境に配慮したタオル、新規就農者を応援する八百屋さんなどを訪問し、商品が生まれた経緯などや生産者の話を確認。



実施内容（1月22日）

小学生を対象に、社会的課題について、調理実習、体験学習を実施し、モノができるまでの過程や社会問題を学び、自らや家庭での消費生活が社会・環境にもたらす影響を考えていただくため、以下のプログラムを実施

小学1～3年生

- 家庭科
「パッチワーク想いを届けよう」
- 図工
「綿を使って工作してみよう」

小学4～6年生

- 理科
「野菜のヒミツに迫ろう」
- 社会
「すがたを変える魚を調べよう」
- 算数
「チョコレートで地球を冒険しよう」

場所、参加者等

場 所：mumokuteki cafe & foods京都店
（中京区御幸町六角下ル伊勢谷町351）
参加者：小学1～3年生 54名（定員64名）
：小学4～6年生 33名（定員45名）

※ 開校に当たり、大本審議会委員より本イベントの趣旨を児童向けに説明していただくとともに、保護者向けに倫理的な消費生活の必要性や意識の高まりについてお話をいただきました。

また、閉校に当たっては、消費者教育教材作成に御尽力いただいている高倉小学校 岸田校長先生から消費者教育についてお話をいただきました。

小学4～6年生

理科

「授業の様子」

「配布資料」



社会

「授業の様子」

算数

「デザート完成品」



家庭科

小学1～3年生

図工



「工作の様子」



「販売体験の様子」



「授業の様子」

(重点課題1) 具体的な取組内容

幅広い年代を対象とする参加型イベントの開催

「消費生活フェスタ2016」

京都市
CITY OF KYOTO

消費生活フェスタ 2016

お子さまから高齢者の方まで、消費生活について楽しみながら学んでいただける参加型イベントを開催します。
ご家族みなさんでお越しください。

日時: 平成28年 **11月26日(土)**
9:00~16:30

会場: みやこめっせ(京都市勧業館)
京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1

同時開催

- ★エコまちフェスタ
- ★京都やんちゃフェスタ(第2部)
- ★市民すこやかフェア
- ★健康長寿のまち・京都いきいきフェスタ

火の用心

住宅火災を防止!

消費生活
クイズ

目指せ
消費者力アップ!

さかなの名前
わかるかな?



クーリング・オフマン



市営地下鉄東西線「東山駅」より徒歩約9分
※会場にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

ワークショップ

- カルピス** おやつを作って食べよう! (おみやげ付き)
1回目 9時45分~
2回目 14時~
- タピオ** 世界にひとつだけのオリジナルくつしたを作ろう!
1回目 11時15分~
2回目 15時30分~
- 横浜化学** オリジナルカイロを作ろう!
12時30分~

※定員: 各回20名 (当日先着順)
※対象: 小学生 (低学年のお子様は保護者同伴)

出展ブースについては裏面をご覧ください。

ステージイベント

- 11時30分~ (3階ステージ)
子どもとおこづかい (ミニ講座) - おこづかいの渡し方はこちら! ~
(京都府消費生活センター)
- 12時15分~ (1階ステージ)
劇団ひまわりによる
「ダマされないで! 振り込め詐欺撲滅隊」
(一社)全国銀行協会、(一社)京都府銀行協会、京都府警本部
- ※上記のほかにもステージイベントは随時開催しています。

子どもからお年寄りまで幅広い世代が交流しながら、日常生活における身近な問題や今まさに私たちが取り組んでいかなければならない課題などについて、一緒になって学び、考えることを目的として、「エコまちフェスタ2016」、「京都やんちゃフェスタ2016 (第2部)」、「市民すこやかフェア2016」及び「健康長寿のまち・京都いきいきフェスタ」との合同イベントとして開催

消費生活フェスタの実施内容

- ・ 日時 平成28年11月26日(土) 午前9時~午後4時30分
- ・ 場所 みやこめっせ(京都市勧業館) 左京区岡崎成勝寺町9番地の1
- ・ 参加者 16,000人(合同イベントとしての参加者数)
- ◆ 消費生活クイズや終活等に関する各種ブース出展
- ◆ 子どもとおこづかいに関するミニ講座やおかし作り体験などのワークショップ



京都府警察等の御協力により、劇団ひまわりによる「ダマされないで! 振り込め詐欺撲滅隊」をステージイベントとして実施

重点課題2 ニーズに応じた相談事業の充実

推進施策名	推進施策9 各種相談事業の実施
取組期間	平成28年度
趣旨	市民の皆様の多様な相談等の需要に応えるため、関係団体との協働の下、ニーズに応じた相談事業の実施
目標	各士業(司法書士会, 行政書士会等)との共催等による相談事業及びセミナーの充実を図る。

(重点課題2) 具体的な取組内容

平成28年度から、市民の皆様の多様な相談等の需要に更にお応えするため、各区所所・支所で開催している司法書士、行政書士による相談事業を消費生活総合センターにおいても実施するとともに、「遺言書」や「終活」等をテーマとしたセミナーを本市と司法書士会、行政書士会等との共催で開催しました。

平成28年度の状況

内容	連携した士業会	実施回数
不動産なんでも無料相談	京都弁護士会、京都司法書士会、近畿税理士会 京都府支部連合会、京都土地家屋調査士会、 京都府不動産鑑定士協会	1回
相続登記等に関するセミナー及び無料相談	京都司法書士会	各1回
不動産無料相談会	公益社団法人京都不動産研究協会	2回
行政書士による市民困りごと相談会	京都府行政書士会	5回
「終活セミナー」～最後まで私らしく～		2回
土地家屋調査士による全国一斉不動産表示 登記無料相談会	京都土地家屋調査士会	1回

平成29年度においても継続するとともに、充実が図れるよう関係団体との調整を行う。

重点課題3 食品表示監視指導業務の実施

推進施策名	推進施策3 情報の適正化に向けた指導等の推進
取組期間	平成28年度(平成29年度も継続)
趣旨	食品表示が、食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることから、販売の用に供する食品に関する表示について、その適正を確保し、一般消費者の利益の増進を図るため監視等の業務を実施
目標	定期パトロール、迅速な対応等、食品表示法に関する業務の着実な推進

(重点課題3) 具体的な取組内容

取組内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
要領・マニュアル等の整備		調査・研究			作成・決定								
食品表示に関する 相談受付	相談・要望	随時, 受付・回答											
	情報提供等	必要に応じ, 任意調査・立入検査を実施											
食品表示 パトロール	定期 パトロール						調査対象: 商店街をのち食料品を扱う店舗及び市域事業者の食品スーパー						
	買上調査							実施			実施		
食品表示講習会等		実施					保健センター及び地域のふれあい祭り等において啓発パンフレットを配布						

取組実績①（定期パトロール）

- 1 実施時期
平成28年9月～平成29年2月
- 2 調査対象
京都市内の商店街のうち食料品を扱う店舗及び市域事業者の食品スーパー
- 3 調査店舗数
60店舗
- 4 調査内容
 - 生鮮食品を中心に、当該事業者に表示責任のある食品の表示状況を店頭で調査。
 - 調査した店舗は、義務表示事項について、すべて80%以上の表示率であった。
 - 店舗の責任者に、パンフレットを活用し、食品表示について啓発を行った。
- 5 調査結果の詳細
→ 16店舗のべ26項目の不適正表示を確認したため、その場で口頭注意を行った。

	すべて表示あり 表示率100%	概ね表示あり 80～99%	一部のみ表示あり 1～79%	表示なし 0%	その他（※）
店舗数	38店舗	17店舗	0	0	5店舗
割合	63.3%	28.3%	0%	0%	8.3%

※ その他は、訪問調査し聞き取った結果、調査対象外の店舗であることが判明したものの。

取組実績②（買上調査）

- 1 実施時期
平成28年10月及び平成29年1月
- 2 調査品目
 - カット野菜等 11検体（他機関等から情報提供を受け実施したもの）
 - うどん・そば（国内産小麦を使用し、その旨を表示したもの）
※ 市民にとって身近で家計への影響が大きい食品のうち、他の執行機関との重複を避けたため、京都府及び近畿農政局と協議のうえ決定
半生めん、ゆでめん 4検体

取組実績③（指導等）

- 1 任意調査・立入検査
14社の食品関連事業者に対して任意調査又は立入検査を実施（うち1社に対して任意調査及び立入検査をそれぞれ1回実施）
- 2 指導件数
文書注意 2件、口頭注意10件
- 3 文書注意事項
 - ブラックタイガーを車海老と表示していたもの
 - マーガリンの表示欠落、また、使用していない生クリームを表示していたもの

取組実績④（相談受付等）

- 1 相談受付件数
86件（うち、加工食品74件、生鮮食品10件、不明等2件※）
※ 飲食店での来客者への提供等、食品表示法の対象外であったもの
- 2 主な相談内容
 - 原材料名の表示の記載方法
 - 製造者等の表示の記載方法
など

取組実績⑤（食品表示講習会等）

- 1 食品表示講習会（事業者向け）
1回（京都府と合同実施）
- 2 その他、保健センター及び地域のふれあい祭り等において啓発パンフレットを配布

重点課題4 高齢者の消費者被害未然防止のための 取組の推進

推進施策名	推進施策14 危害に関する迅速かつ的確な情報提供等 推進施策15 関係機関、団体との連携の推進 推進施策16 身近な支援の仕組みづくり 推進施策18 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供
取組期間	平成26年度～平成28年度(平成29年度も継続)
趣旨	高齢者等への消費者被害情報等の迅速な伝達・発信
目標	高齢者等の消費者被害の未然防止のための相談体制及び啓発の強化

(重点課題4) 具体的な取組内容

落語を採り入れた消費生活イベントの開催

消費者問題

<第一部>
落語 桂米團治
桂紅雀 / 桂小鯛

<第二部>
座談会

桂米團治 / 京都府警 志部淳之介(弁護士)
消費生活専門相談員(京都市)

【進行】中井雅之

<抽選会>素敵なプレゼントをご用意!

参加費無料
ただし、事前申込み
が必要です。



米團治さんと一緒に落語で考えよう!

日時 平成28年 **11月13日(日)**
(開場:午後0時30分～/開演:午後1時30分)

場所 **ロームシアター京都サウスホール**
京都公会館(京都市左京区岡崎最勝寺町13)
最寄駅は地下鉄東山駅です。会場へは、市バス・地下鉄が便利です。
定員:700名(自由席) ※申込数に達しない場合は抽選となります。
※会場・会場へのアクセスは別途お知らせいたします。



参加お申込みは… **京都いつでもコール**

電話 **075-661-3755** FAX **075-661-5855**
※電話受付時間:午前9時～午後5時(土日祝日も受付しています。)

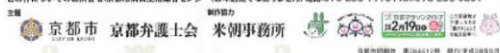
インターネット 京都市 申込受付中のイベント で検索してください。

期間 平成28年9月30日(金)～10月17日(月)

お申込条件 **京都市在住の方** (お申込者を含め2名まで申込みできます。)
なお、本紙のお子様の申込みはご遠慮ください。

参加証のお届け 京都いつでもコールで受け付けた住所宛てに参加証のハガキをお送りします。
当日はハガキ(参加証)を必ずご持参ください。お申込者が多数の場合は抽選となります。
抽選結果のお知らせは開催の1週間前までにお送りいたします。

この件についてのお問合せ:京都市消費生活総合センター(お申込まで) 電話075-256-1110 FAX075-256-0801



「米團治さんと一緒に落語で考えよう! 消費者問題」

- 消費生活トラブルに関する相談の中でも高齢者からの相談は、大きな割合を占めている。
- 消費者問題への理解を深め、消費者被害の未然防止を図るため高齢者や高齢者の見守りを行う人々に、消費生活に関する話題を分かりやすく伝え、親しみやすく、楽しみながら学べるよう、日本の伝統芸能である「落語」を採り入れ、印象に残るよう工夫した消費者啓発事業を京都弁護士会と共催で実施

実施内容

- ・ 実施日 平成28年11月13日(日)
- ・ 場所 ロームシアター京都サウスホール(左京区岡崎最勝寺町13)
- ・ 参加者 638名
- ◆ **第1部 米團治氏等による落語**
- ◆ **第2部 座談会** **劇場型投資詐欺、ワンクリック詐欺等**
米團治氏, 京都府警, 弁護士, 消費生活専門相談員により、高齢者が被害に遭いやすい最近の事例について座談会

京都弁護士会には、消費者問題を親しみやすく、かつ、分かりやすいものとしつつ、法律紛争の解決の視点から事業効果を高めるため、シナリオの作成にも関与していただき、法律的な助言を得ております。

(重点課題4) 具体的な取組内容

京（みやこ）・くらしの安心安全情報の発行



京都市
KYOTO CITY

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第91号

(平成29年3月)

京都市消費生活総合センター

～目次～

- ガス小売自由化に関する注意喚起～注意すべき3つのポイント～ (2面)
- エステティックサービスを利用される皆様へ! (3面)
- 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺について! (4面)

1 消費生活行政の更なる充実・推進に取り組みます!



京都市長
門川 大作

ほんまもんを見抜く「めきき」の力、もったいないという「しまつ」の心。これらは、千年を超える京都の歴史の中で育まれ、今日まで受け継がれてきた市民の生き方の哲学、暮らしの美学と言えるものです。

京都の人々は、いつの時代もこれらの「得意技」を駆使し、常に厳しい目で商品やサービスの価値を見極めるとともに、自然との調和を大切に、「無駄なものを買わない」、「可能な限り再利用を心がける」といった生活スタイルを貫いてきました。

近年、経済のグローバル化や情報化社会の進展などにより、消費者を取り巻く問題は一層複雑化・多様化しています。また、持続可能な社会を実現するため、限られた資源を有効活用することの重要性はこれまで以上に増えています。そんな今だからこそ、私たちが実践してきた消費行動を世に示すべき。その思いを強くしています。

昨年には、長年の悲願であった文化庁の京都への全面的な移転が決定し、この4月からいよいよ先行移転が実施されます。これを大きな力に、京都の暮らしに息づく素晴らしい文化を共に磨き上げ、広く国内外へ、そして未来へと伝えてまいります!

事業概要等

- 最新の悪質商法に対する注意喚起や消費生活情報の提供を目的として「京・くらしの安心安全情報」を年6回発行
→ 区役所・支所, 社会福祉協議会, 図書館等に配布するとともに, 保健福祉局を通じ, 全地域包括支援センターにメール配信

平成28年度における主な掲載記事

電力小売自由化に関する5つの誤解

ご存知ですか? 電気通信事業法が改正されました。

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺について!

インターネット通販トラブル「お試し」のつもりが定期購入だった!!

実在する企業名をかたる架空請求メールが増加!

ガス小売自由化に関する注意喚起～注意すべき3つのポイント～

など

(重点課題4) 具体的な取組内容

高齢サポート(地域包括支援センター)との連携

取組内容

- 悪質商法等による高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止のための取組をこれまで以上に推進するため、支援が必要な一人暮らしの高齢者や障害のある方に対し、日常的な見守り体制の充実を図っている保健福祉部局等との連携が必要となっています。
- そのため、高齢サポートにおいて、権利擁護業務(※)に携わっている専門職種である社会福祉士の専門職員会議に参画し、消費生活総合センターの窓口周知、最新の悪質商法等に対する注意喚起や消費生活情報の提供を行う取組を新たに進めています。
- 平成28年度においては、上京区及び右京区管内の社会福祉士の専門職員会議に出席し、消費生活総合センターの取組等を報告しました。

※ 権利擁護業務

権利侵害を受けている、また受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

例：成年後見制度の活用、虐待への対応、
困難事例への対応、消費者被害の防止

その他の取組

- 高齢サポート等が実施している高齢者宅の訪問や地域イベントにおける出店ブースにおいて、消費生活相談窓口や悪質商法の手口等について情報提供してもらうため、啓発物品・パンフレットを配布しました。



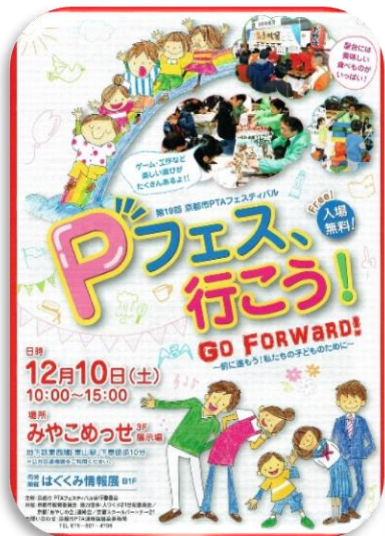
(重点課題4) 具体的な取組内容

消費生活専門相談員による出前講座等

「消費生活専門相談員等による出前講座」



- 地域や各団体の研修会や会合等に消費生活専門相談員等を講師として派遣し、悪質商法の手口や対処方法を説明。(48回実施)
- 必要に応じて「京(みやこ)・くらしのサポーター」を派遣し、寸劇を交えて分かりやすく説明する講座も実施。(7回実施)



「京都市PTAフェスティバル」へのブース出展



平成28年度の消費生活審議会において、ご提案いただいた京都市PTAフェスティバルにおける啓発ブースの出展について、関係者の御協力により、当センターの啓発ブースを初めて出展しました。今後とも、京都市PTA連絡協議会と密に連携し、消費者教育・啓発の充実を図ります。